

中京こども園 重要事項説明書

1, 施設運営主体

名 称	学校法人中京学院
所 在 地	瑞浪市土岐町2216番地
電 話 番 号	0572-68-4555
代 表 者 氏 名	理事長 中谷 浩美

2, 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園					
施 設 の 名 称	中京こども園					
施 設 の 所 在 地	瑞浪市土岐町2197番地の1					
連 絡 先	電話0572-68-5285 FAX0572-68-4425					
管 理 者	園長 宮月 孝恵					
対 象 児 童	3歳以上の子ども及び保育を必要とする3歳未満児の子ども					
利 用 定 員	3歳以上		2歳児	1歳児	0歳児	計
	教育部	保育部	8名	0名	0名	85名
	25名	52名				
学 級 編 成	年度の初日前日において、同年齢の子どもにより、1学級30人以下で学級を編成					
開 設 年 月 日	令和4年4月1日					
事 業 所 番 号	8200005012979					

3, 施設の目的・運営方針

(目的)

学校法人中京学院（以下「法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園中京こども園（以下「本園」という。）は、法人の建学の精神のもと教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77条）（以下「就学前保育等推進法」という。）に従い、幼保連携型認定こども園として3歳児以上の子どもに対する教育と保育、3歳児未満の子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

本園は、関係する法律及びその他関係法令に則り、本園に通園する子ども（以下「園児」という。）の処遇に万全を期すとともに、正しい知識と技術をもって、心身の健全な発達が助長されるよう努力するものとする。

4, 施設・設備の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	5154.0㎡	園 庭	910.20㎡
園 舎	構 造	鉄骨造	延べ面積	1289.62㎡

(2) 主な設備

設 備	乳児・ほふく室	保育室	遊戯室	調理保管庫	職員室
部 屋 数	0室	6室	1室	1室	1室
面 積	0.0㎡	339.12㎡	129.94㎡	44.25㎡	49.08㎡

5, 職員状況

令和7年4月1日現在

職種	職員数		職務内容
	正規	非正規	
園 長	1名		本園を総括し、職員を指揮監督する。
副園長	1名		園長を補佐し、園長不在の時は園長に代わり園を総括するとともに、園児に教育・保育を提供する。
主 任	2名		園長を補佐し、園務の一部を整理、職員の研修及び園児に教育・保育を提供する。
保育教諭	9名	2名	本園の運営の方針に基づき、教育課程及び保育課程を一体的に提供する。
調理員	1名	1名	園給食の食材の確保、衛生や安全に配慮し給食の調理及び食育計画に基づく諸活動を行う。
事務職員		2名	園運営に必要な事務、経理処理及び施設の維持管理業務を行う。
バス担当		1名	本園のスクールバスの運転、園施設の管理に関する業務を行う。
講 師		2名	本園の教育・保育を進める上で必要な専門的な指導を行う。

(1) 職員数及び職務内容

職員の配置及び員数については、本園の運営体制並びに入園児数及びクラス編成の状況により、配置員数を決めるものとする。

6, 教育・保育を提供する日及び時間

(1) 教育・保育を提供する日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から

12月31日及び翌年1月1日から1月3日は休園となります。また、年始後の期間、お盆期間及び年末前後の期間は希望保育となります。なお、警報等の気象状況等により休園になることがあります。上記に加え、1号認定児は以下の期間は休業期間となります。

- ① 土曜日
- ② 夏季休業 7月20日～8月31日まで
- ③ 冬季休業 12月23日～1月 8日まで
- ④ 年末休業 3月25日から3月31日まで
- ⑤ 学年始休業 4月 1日から4月 7日まで
- ⑥ 創立記念日 9月20日

(2) 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

開所時間

開 所 日	開 所 時 間
月曜日から金曜日	7時30分～19時30分まで
土曜日	7時30分～16時30分まで

教育標準時間認定（1号認定児）に関する教育時間

区 分	教育保育時間・延長保育時間	
教育標準時間園児	月曜日から金曜日	8時30分から14時30分まで
	早朝保育時間	8時00分から 8時30分まで
	延長保育時間	14時30分から16時30分まで

保育標準時間認定（2号認定児・3号認定児）に関する保育時間

区 分	教育保育時間・延長保育時間	
保育標準時間園児	月曜日から金曜日	7時30分から18時30分まで
	土曜日	7時30分から16時30分まで
	延長保育時間	18時30分から19時30分まで

保育短時間認定（2号認定児・3号認定児）に関する保育時間

区 分	教育保育時間・延長保育時間	
保育短時間園児	月曜日から金曜日	8時30分から16時30分まで
	土曜日	8時30分から16時30分まで
	延長保育時間	16時30分から19時30分まで

7. 提供する教育・保育の内容

本園は、就学前保育等推進法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）、に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

(1) 教育・保育及び時間外保育

上記6に記載する時間における保育の提供

① 年間行事

入園式、こどもの日のお祝い会、保育参観、たなばた会、スポーツフェスティバル、チャレンジウォーク、祖父母ふれあい広場、クリスマス会、節分まめまき、お楽しみ会、ひな祭り会、ありがとうの会、卒園式

② 定例活動

身体計測、命を守る訓練、誕生会、防犯訓練、交通安全教室、園医検診、歯科検診

(2) 子育て支援

①本園は、園児の保護者と連絡を密にし、園児の教育保育方針、成長及び園運営について、園児別の連絡帳、学年又クラス別保育参観及び懇談会、個人面談、園だより等を通して、保護者の理解と協力を得るものとします。

②本園は、次の子育て支援事業を行います。

- ・子育て相談事業
- ・スマイルルーム（親子の集い）
- ・一時預かり事業

8、食事の提供

(1) 食事の提供

園児の年齢に応じて、月曜日から金曜日の間、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食
2歳児	9時30分頃	11時15分ごろ	15時頃
3～5歳児		11時40分頃	15時頃

※献立表は、毎月別途お知らせします。

※土曜日は、給食の提供がありませんので、お弁当を持参してください。

(2) アレルギー対応

アレルギーがある（疑われる）場合、医師の診断書を提出してください。その内容に基づき、保護者と相談の上、除去食・代替食により対応します。

9、利用料その他の費用等

(1) 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料、副食費、延長保育料を本園にお支払いいただきます。

(2) 1号認定児および2号認定児においては本園の教育・保育の質の向上を図るための費用及び次

に掲げる費用を徴収します。

項目	金額
自然体験活動	月額 3,000円
食育活動	
英語教室	
アート教室	
運動あそび	
絵本室の蔵書	
保護者学習会	
専用プール管理	

バス協力費	通園バスで通園するための費用	月額5,000円
保険費	保険個人負担額	実費
卒園費 5歳児	卒園アルバム費用等	月額 850円

※延長保育利用料については別に定める。

10. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（入園）

【1号認定児】

本園は、市町村から支給認定を受けた保護者から当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

- ① 利用定員に空きがない場合
- ② 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- ③ 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、または本園の利用において支障を及ぼす恐れがある場合

入園希望者が利用定員を超える申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- ① 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
- ② その他の入園希望の者は、抽選により選考する。

【2号認定児・3号認定児】

支援法第42条の規定により、瑞浪市が行った利用調整を経るものとする。なお、本園は、瑞浪市からの斡旋、調整及び要請について、受け入れの体制を考慮し、できる限り協力するものとする。

(2) 入園手続き

本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保

護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

(3) 退園・転園・利用の終了等

【1号認定児】

退園又は休園しようとするときは、様式1の退園届 様式2の休園届に支給認定保護者が理由及び必要事項を記して園長に願い出るものとする。

【2号認定児・3号認定児】

次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- ① 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- ② 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき
- ③ 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき
- ④ 第11条第2項から第4項に定める利用料等を故意に2か月以上支払われないとき
- ⑤ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

11、嘱託医等

	小児科	歯科	薬剤師
機関等の名称	セオ医院	阿部歯科医院	中京学院大学看護学部
医院長名	瀬尾 裕志	阿部 馨三	眞部 孝幸
所在地	瑞浪市寺河戸町12121-6	土岐市土岐津町土岐口993-1	瑞浪市土岐町2216
電話番号	0572-68-2733	0572-55-4106	0572-68-4555

12、緊急時の対応及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

- ① 本園は、教育・保育の提供中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医又は園医に相談する等の措置を講じるものとする。
- ② 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、瑞浪市、居住先の市町村及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ③ 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(2) 非常災害時の対策

- ① 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施するものとする。
- ② 園長は、瑞浪市に警報等が発令されたときは、直ちに園児の安全を確保するとともに、園児の引き渡しが必要と判断するときは、速やかに保護者に連絡し、引き渡しを要請するものとする。ただし、保護者と連絡が取れない場合においては本園に留めるものとする。

1 3、要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相 談 窓 口	受付担当者	副園長	足立 知穂
		主任	加藤 史恵
	責任者	園長	宮月 孝恵
	ご利用時間	本園開園日、開園時間内	
	電話番号	0572-68-5285	
	FAX番号	057268-4425	
第 三 者 委 員	小栗 久美子	中京こども園しおりにて記載	
	水野 正		
	宮川 剛志		

1 4、虐待の防止

(1) 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- ② 教職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- ③ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 本園は、教育・保育の提供中に、本園の教職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、児童相談所等の適切な機関に通告しなければならない。

1 5、守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

(1) 本園の教職員は、業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持しなければならない。

(2) 子育て支援事業を利用した子どもとその家族、連携施設を利用する子どもとその家族の秘密を保持しなければならない。

(3) 前2項の規定は、法人又は本園の教職員でなくなった以降も同様とする。

次に掲げる場合は、法令に基づき、第三者に対し、必要最小限の範囲で個人情報の提供または使用をすることがあります。

【個人情報の提供】

- ① 円滑な園生活を送ることができるよう、関係諸機関と情報共有するとき
- ② 小学校への円滑な移行・接続のため、入学される小学校との間で情報共有するとき。また、要録等必要な資料を送付するとき

- ③ 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うとき
- ④ 支給認定を行った市長村に対し報告等が必要なとき
- ⑤ 転園等の際に教育保育の引継ぎ等を行うとき

【個人情報の使用】

- ① 市町村が認定した世帯所得に基づく保育料等の情報
- ② 提出された資料による子ども及び世帯の情報

16、本園におけるその他の留意事項

登 降 園	登降園は、保護者が責任もって園またはバス乗降場所まで送迎してください。 また、送迎代理のときは必ず前もって申請およびご連絡ください。 欠席をされる場合は、早めにご連絡ください。
投 薬	本園では原則的に投薬は行いません。
感 染 症	学校保健安全法において予防すべき伝染病等の病気にかかったときは、登園する際に医師の許可が必要となります。
喫 煙	本園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

17、加入している保険に関する事項

(1) 災害共済（独立行政法人 日本スポーツ振興センター）	
保険の対象	園の管理下の負傷、疾病、障害、死亡
保険の内容	負傷、疾病…＜福祉医療を利用した場合＞医療費の1／10と入院時食事療養費の標準負担月額＜福祉医療を利用しなかった場合＞医療費の4／10と入院時食事療養費の標準負担月額 障害…障害見舞金44～4,000万円 死亡…死亡見舞金1,500又は3,000万円
(2) 賠償責任保険（三井住友海上火災保険）	
保険の対象	園施設の瑕疵、園施設の管理業務遂行上の過失、園業務遂行上の過失、又は園の提供する飲食物に起因する事故より園児や第三者の身体に障害を与えた場合や、財物を棄損した場合の補償。
保険の内容	支払限度額：1事故につき1億円 保険期間中1億円

18、その他

この重要事項説明書に定めるもののほか、園及び利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途市の保育所等入所申し込み案内及び本園の入園のしおり等において提示するものとします。また、適宜おたより等でお知らせしますのでご確認ください。